2025年度(令和７年度)　私立大学・短期大学版ガバナンス・コード　チェック表

章	節	概　要		項　目	点検結果	実施状況
第1章 建学の精神と教育の質保証の好循環	1	建学と教学の連携・協力				
	1-1	学校法人は、建学の理念の精神に基づく独特豊かな教育研究を行う職場となり、職業そのものに対する誇りと自覚が教育目的の実現に寄与する。	1)	教学の精神を明示し、内外に周知している。		◎
			2)	教学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知している。		◎
	1-2	学校法人は、建学と教学との役割の違いを踏まえ、教学の優先と視点から学生、学生のため、学生などと教学を共有する者（以下、「学生等」という。）が法人及び教学と密接に関わっている。	1)	学長等を理事として遇任している。	○	◎
			2)	学校法人は、学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めている。	○	◎
	2	中期的な計画の策定と振り返るべき内容				
	2-1	学校法人は、安定した教育が求められることから、中期的視点に立った教育研究活動の計画的な実行と、社会の変化に適応するため、計画としての見直しを行うなど、原則として３年以上の中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備する。	1)	原則として３年以上の中期的な計画を策定している。	○	◎
			2)	中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立している。		◎
			3)	中期的な計画の策定及び進捗状況を定期的にチェックする組織が確立している。		○
			4)	中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などが含まれており、それらの間に互いに矛盾がないよう、整合性を図っている。		◎
			5)	中期的な計画には、毎年策定する事業報告書を含まれ、主に事業の目的・計画及びその達成状況を記載することとし、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。	○	◎
	3	有機管理をきめたコンプライアンスの在り方				
	3-1	学校法人は、法令遵守のための体制を整える。	1)	すべての教育活動、また教職員に関し、法令、定款行為、学則等の遵守される組織体制を整備している。	○	◎
			2)	教職員等が法令、定款行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている。	○	◎
			3)	違反するおそれまたはそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時設置し、通報者の保護を図るための措置を整備している。	○	◎
			4)	建学の精神に基づき、学校法人と学生との間に生じた一切の紛争について、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための組織体制及び措置を整備している。	○	◎
	4	地域貢献				
	4-1	私立大学・短期大学は、社会的責任を果たすために、地域社会のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努める。	1)	地域・社会の様々な課題解決、活性、教育機関、文化活性化、その他の領域社会支援に取り組み、積極的、問題意識、内外のステークホルダーと連携協力できる体制を整えている。		◎
			2)	地域・社会に向けた公開講座、市民学習者等、公開授業の開催（オンライン教育の実施）、図書館等、公開施設の整備・充実等を通じ、地域貢献に努めている。		◎
			3)	地域貢献活動を学生の地域・社会に貢献できる体制を整えている。		◎
第2章 建学の精神と教育の質保証の好循環	5	理事会機能の充実				
	5-1	理事会は、学校法人の最高意思決定機関である。学校法人全体の運営において、すべての理事が責任と権限を有機として、各理事が法令、寄附行為、学則等に基づき、適切な運営を行う。	1)	理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。	○	◎
			2)	理事会は客観的な定めるところにより理事が出席する。ただし、やむを得ず出席しない理事に対しては、事前に議題の内容及び当該出席理事からの意見について文書等により十分な説明を行うことにより、理事会の充実を図っている。	○	◎
			3)	理事会へ重要執行者から定期的な報告がなされるようにするとともに、必要に応じて代表理事執行理事及び理事長の理事としての業務執行を監督している。		◎
			4)	理事長及び理事長の選任の基準が定められており、理事は理事長の選任に関与し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている。		◎
			5)	外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。		◎
	5-2	理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	1)	理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。		◎
		理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。	1)	理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。	○	◎
		理事は、忠実義務を負い、善管注意義務を果たす。理事は、学校法人のために職務を行っている。	1)	理事は、忠実義務を負い、善管注意義務を果たす。理事は、学校法人のために職務を行っている。	○	◎
		理事は、学校法人と理事との利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。	1)	理事は、学校法人と理事との利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。	○	◎
		理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。	1)	理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。	○	◎
	5-3	理事の責任は、私立学校法及び学校法人の寄附行為の定めるところによる。	1)	理事会は、理事の職務執行を監督している。	○	◎
			2)	理事会は、理事の職務執行を適切に行うため、理事の職務執行を補助する体制を整えている。	○	◎
			3)	理事は、理事会の決議に参加し、決議に賛成した理事は、その決議に賛成した理事は、その決議に賛成した理事は、その